

浜田市議会議員政治倫理条例【逐条解説】

条文	逐条解説
(目的) 第1条 この条例は、浜田市議会基本条例（平成23年浜田市条例第34号）第20条の規定に基づき、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その信託に応えるため、浜田市議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議員が市民全体の奉仕者として、政治倫理の確立と向上に努め、常に良心に従い誠実かつ公正にその職務を行うべきことを促し、清浄で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。	〔解説〕 本条は、本条例の制定目的と基本理念を定めるものです。本条例が浜田市議会基本条例第20条の規定に基づくものであることを明記し、市政が市民の厳粛な「信託（主権者である市民から、市政の意思決定や監視という重要な役割を預かっていること）」によるものであることを確認しています。 本条は、本条例の目的を明らかにしたものであり、各条文の解釈及び運用の基本となるものです。 市政は市民の厳粛な信託に基づくものであり、議員はその信託に応える責務を負うものです。議員は特定の個人又は団体の利益にとらわれることなく、市民全体の奉仕者として行動することが求められます。 また、議員が常に良心に従い、誠実かつ公正に職務を遂行すべきことを明らかにするとともに、政治倫理の確立及び向上を通じて、清浄で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを本条例の目的としています。
(議員の責務) 第2条 議員は、市民全体の奉仕者として、市政に携わる権能と責務を深く自覚するとともに、市民の信頼に値するより高い倫理的義務に徹し、地方自治の本旨に従って、その使命を達成するよう努めなければならない。 2 議員は、市民の要請に的確に対応できる識見を常に養うとともに、市民全体の福祉の増進を図るために行動するよう努めなければならない。	〔解説〕 議員が常に自覚し、実践すべき責務を規定しています。 第1項は、議員の権能が個人的な特権ではなく、市民全体のために行使すべきものであることを示しています。 第2項は、市民の多様な要請に的確に対応するため、常に自己研鑽に励み、識見を養うべき努力義務を定めています。 第3項においては、「説明責任」を明記しています。議員の活動は市民の負託によるものである以上、そのプロセスや結果を積極的

条文	逐条解説
3 議員は、情報公開の原則に基づき、議会及び議員活動について積極的に市民に明らかにし、その説明責任を果たすよう努めなければならない。	に情報公開し、市民に対して自ら説明する責務があることを示しています。これは、後述する第3条第2項の「疑惑解明の責務」の前提となる極めて重要な規定です。
(政治倫理基準の遵守等)	
第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。	【解説】 本条例の中核をなす規定であり、第1条の目的を達成するために議員が遵守すべき具体的な行為規範（してはならないこと）を列挙しています。これらに反する疑いがある行為は、第4条に基づく審査請求の対象となります。 政治倫理基準を明確にすることは、次の3つの重要な意義を持ちます。 ①議員自身の自己規律の明確な指針となること。 ②市民や他の議員が審査請求を行う際の要件を客観化すること。 ③議員に対する攻撃目的等の恣意的な審査請求を防止すること。
(1) 市民全体の奉仕者として、その品位又は名誉を損なう一切の行為をしないこと。	【第1号（品位・名誉の保持）】 【解説】 議員という職制に対する市民の信頼を失墜させる行為の禁止です。 【違反となる例】 ① 市民全体の奉仕者としての自覚を著しく欠く行為 一部の特定の個人や団体の利益のみを代弁・優先した行動、公私の混同、特権的な振る舞いや市民に対する高圧的な態度など、「全体の奉仕者」としての公平性や高い倫理観を欠き、市民の不信を招く行為は本号違反となります。 ② 議会運営に問題を起こす行為（議場等での振る舞い） 議員には議場での自由な発言が保障されていますが、地方自治

条文	逐条解説
(2) 市民全体の奉仕者として、人格及び倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。 (3) 市の職員の採用、異動、昇格等人事に関し、推薦、紹介をする等その地位を利用して不正にその影響力を行使しないこと。	法に基づく「言論の品位」や「秩序保持」のルールの逸脱は許されません。 不適切な発言を度々行ったり、議長や委員長の制止・指示に直ちに從わず議事進行に支障をきたす行為は、議会の権威を著しく損なうものです。たとえ後で発言を取り消したとしても、あるいは最終的に指示に從ったとしても、円滑な議会運営に支障をきたし、秩序を乱す行為を繰り返すこと自体が倫理基準違反（品位の失墜）に該当します。 また、発言上の問題に限らず、正当な理由のない欠席や遅刻・離席の常態化、議場における不真面目な態度の反復等、議会の構成員としての職責を軽視し、議会の品位を損なわせる行為も対象となります。 ③ 議会外での品位失墜行為 議会内の言動にとどまらず、私生活上の著しいトラブルや法令違反等により、報道等を通じて議会全体の信頼を現実に損なわせた場合も対象となります。 【第2号（金品授受の禁止）】 【解説】 典型的な贈収賄のみならず、口利きの見返りとしての謝礼や、実態のない顧問料の受領等も含まれます。 社会通念上妥当と認められる範囲の私的な冠婚葬祭の祝儀・香典（公職選挙法で禁止されるものを除く。）や、個人的な関係に基づく少額の品物のやり取りまでを禁ずるものではありません。ただし、境界線が曖昧になりやすいため、市民から疑念を抱かれることのないよう、議員自らが厳格に律する必要があります。 【第3号（人事への介入禁止）】

条文	逐条解説
(4) 市又は市が出資その他財政支援を行う法人等（以下「市等」という。）の職員に対し、嫌がらせ、どう喝、強要その他の行為により、その公正な職務の執行を妨げないこと。 (5) 法令に定める正当な権限に基づくことなく、議員個人で市等に対し、申入れ又は要望に応じるよう執ように要求しないこと。	【解説】 行政の公平性・中立性を担保するため、職員人事に対する議員の不当な介入を禁じます。対象となる「職員」には正規職員だけでなく会計年度任用職員等も含まれます。 働きかけの成否や金銭等の対価の有無は問いません。その行為を行った時点で違反となります。 【違反となる例】 ・ 特定の受験者の名前を挙げ、採用試験での配慮を求めること。 ・ 特定の職員の昇任や、特定の部署への異動（または異動させないこと）を人事担当者に要求すること。
	【第4号（職員の公正な職務執行の妨害禁止）】 【解説】 議員の優越的な立場を背景とした不当な圧力により、行政の中立性や適法性が歪められることを防ぐ規定です。「市等」には、市が出資している外郭団体等が含まれます。 【違反となる例】 ・ 違法な建築物に対する指導を見逃すよう圧力をかけること。 ・ 特定の個人や団体の税金の滞納処分（差押え等）を待つよう不当に要求すること。 ・ 要求を通すために、大声を上げたり、人事上の不利益（「異動させるぞ」「処分させるぞ」等）、SNS等への掲載をちらつかせたりすること。 【第5号（執拗な要求の禁止）】 【解説】 市民からの要望を行政に届けることは議員の重要な役割ですが、それが法令上の権限を超えた「議員個人の不当な圧力」となること

条文	逐条解説
(6) ハラスメント(行為者の意図にかかわらず、相手方を不快にさせ、相手方の尊厳を傷つけ、又は相手方に不利益若しくは脅威を与えることをいう。)その他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。	を戒める規定です。 地方自治法においては、議会及び委員会については調査権を規定されていますが、議員個人の調査権は規定されていません。このため、議員個人の申入れ又は要望に対する行政側からの回答は、任意とされています。 「執ように(しつこく)」とは、行政側が法令や公平性の観点から「対応が難しい」旨を回答しているにもかかわらず、合理的な理由なく何度も面会を求めたり、長時間の居座りによって他の業務に支障が生ずるような要求を繰り返す態様を指します。 【第6号(ハラスメントの禁止)】 【解説】 近年社会問題化している各種ハラスメントを明確に禁止する条項です。ハラスメントを「行為者の意図にかかわらず」と定義しています。 【違反となる例】 ①行為者の主観的意図の否定 議員側に相手を傷つける意図がなく、「正しいことを教えるための厳しい指導だった」「冗談のつもりだった」といった主観的な意図であったとしても、客観的にみて相手方を不快にさせ、尊厳を傷つける行為であればハラスメントに該当します。判断の基準は行為者の意図ではなく、客観的な妥当性と相手方の受け止め方にあります。 ②相手方の言動を理由とした自己正当化の禁止 自らのハラスメント行為を「相手から先に失礼な態度をとられた」「やり返しただけである(正当防衛である)」と主張して自己弁護するケースがあります。しかし、本条例は議員自身の倫理

条文	逐条解説
(7) 発言又はチラシ、ウェブサイト、ソーシャル・ネットワーキング・サービスその他の媒体を利用した情報発信において、個人又は法人その他の団体の名誉を毀損し、個人の人格を損ない、又は不当に個人情報等を流布する一切の行為をしないこと。	的振る舞いを問うものであり、相手の言動を理由に自身の不適切な行為が正当化・免責されることはありません。仮に相手の対応に何らかの問題があったとしても、それに対して暴言や威圧的な態度等で「やり返す」行為は、それ自体が独立したハラスメントとして本号違反となります。 【第7号（情報発信における名誉棄損等の禁止）】 〔解説〕 ネット社会における議員の情報発信責任を定めた規定です。議会内での発言にとどまらず、個人のSNSやビラ配り等、あらゆる媒体が対象となります。 議員の政治的言論の自由は最大限尊重されますが、「表現の自由」を逸脱して個人等を攻撃する行為は許されません。 〔違反となる例〕 ① 政治的批判と個人攻撃・名誉毀損 市長や行政の「施策」や「決定プロセス」に対する批判は正当な政治活動です。しかし、政策批判の域を超え、相手の「人格、容姿、出自、私生活」を攻撃することや、「あの業者や市の職員は手抜きをしている」等、真実であるという客観的証拠のないことを摘示して社会的評価を低下させる発言は、名誉毀損に該当します。 ② 一般市民や職員に対する言及（不当な情報流布） 一般の市民や市の職員を名指し（又は特定できる形）で批判し、私人としての平穏を害する行為は、著しい人権侵害となります。 「公益目的」を主張しても、その個人の実名等を晒す必要性が認められない場合は本号違反となります。 ③ 未確認情報（噂・推測）の断定的な発信

条文	逐条解説
(8) 市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の企業、団体等の推薦、紹介をする等その地位を利用して不正にその影響力を行使しないこと。 (9) 政治活動に関する寄附について、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのあるものを受けないこと。議員の後援団体に対す	「～という噂がある」「～らしい」といった伝聞であっても、それを議員が自身の媒体で発信すれば、市民からは「議員が言うのだから事実だろう」と受け止められます。裏付けのない情報を軽率に発信し、結果として他者の信用を毀損した場合は免責されません。 ④ SNS特有の機能（拡散・「いいね」等）による加担 自身で直接書き込む行為だけでなく、第三者が発信した名誉毀損や誹謗中傷の投稿を、議員名義のアカウントで拡散（リツイートやシェア）したり、賛意を示す（いいねを押す）などの行為も、状況によっては「不当な情報の流布」に加担したとして本号違反に問われる可能性があります。 ⑤ 「個人の見解」等の免責文言の無効性 SNSのプロフィール欄や投稿に「これは議員としてではなく個人の見解です」「あくまで個人の感想です」と記載していたとしても、客観的に「浜田市議会議員の発信」として広く認識されている以上、本条例の適用を免れる理由にはなりません。 【第8号（契約・許認可への介入禁止）】 【解説】 いわゆる「官製談合」への関与や、特定業者への利益誘導（不当な口利き）の禁止です。 【違反となる例】 ・ 公共工事の入札において、特定の業者が落札できるよう入札情報の漏洩を求めたり、指名業者に入れるよう働きかけること。 ・ 許認可の要件を満たしていない申請について、特例として認めるよう要求すること。 【第9号（不適切な寄附の受領禁止）】

条文	逐条解説
る寄附についても、また同様とする。 (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に関与しないこと。 (11) 正当な理由なく、職務上知り得た秘密及び個人情報を読み漏らし、又は不正に利用しないこと。 2 議員は、政治倫理基準に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら真摯な態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにするよう努めなければならない。	【解説】 法令に違反しない寄附であっても、「倫理的・道義的」に問題のある寄附の受領を禁じています。 「道義的な批判を受けるおそれ」とは、例えば、市から補助金等の決定を受けた直後の企業からの寄附や、市と係争中の団体からの寄附など、対価性が疑われ市民から不信を招くようなものを指します。後援団体を隠れ蓑にすることも後段で明確に禁じています。 【第 10 号（反社会的勢力との関係遮断）】 【解説】 反社会的勢力との関係を一切遮断する規定です。 「関与しないこと」には、議員が反社勢力を利用することだけでなく、会合への出席や祝花の送付等を通じて、結果的に反社勢力に利用され威付けに加担してしまうこと（交際）も含まれます。 【第 11 号（守秘義務）】 【解説】 議員活動を通じて知り得た非公開情報や個人情報の適切な取扱いを求めています。 特定の業者に便宜を図るための意図的な情報漏えいが違反となるのは当然ですが、「いち早く市民に知らせたい」という善意や自己アピールの目的であっても、情報解禁前の行政情報や委員会の秘密会の内容を SNS 等で発信した場合は本号違反となります。 【解説】 疑惑が生じた際、審査会や第三者の調査を単に待つ（あるいは逃げる）のではなく、自ら進んで証拠を提示し、事実関係を説明する自浄作用の義務を定めています。 本項は、議員としての高度な倫理観に基づく自己責任の原則を示

条文	逐条解説
	しています。審査会による調査が行われる際も、この規定に基づき、議員には最大限の協力が求められます。
（審査請求） 第4条 議員又は市民（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項又は第3項の規定による直近の選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者（議員を除く。）をいう。以下同じ。）は、前条第1項の規定に違反する疑いがあると思料するときは、議長に対し、審査を請求することができる。 2 前項の規定による請求は、その理由を明らかにし、次の各号に掲げる当該請求をする者（以下「審査請求者」という。）の区分に応じ、当該各号に定める書面により行わなければならない。 （1） 議員 議員2人以上が連署する書面 （2） 市民 市民の総数の100分の1以上が連署する書面	【解説】 前条の基準に違反する疑いがある場合の、具体的審査請求権を規定しています。議員からの請求には「2人以上の連署」、市民からの請求には「有権者総数の100分の1以上の連署」というハードルを設けています。 政治的な攻撃の手段としての悪用や、個人的な恨みに基づく根拠のない請求を防止し、一定の客観的疑念（署名によって可視化される社会的疑念）がある事案に絞って審査を行うための要件です。
（審査会への審査要請） 第5条 議長は、前条第1項の規定による審査の請求があったときは、直ちに浜田市議会議員政治倫理審査会に審査を要請しなければならない。	【解説】 要件を満たした適法な審査請求があった場合、議長は「直ちに」審査会に要請しなければなりません。議長個人の裁量や恣意的な判断で審査をストップさせることは許されません。
（浜田市議会議員政治倫理審査会の設置） 第6条 政治倫理の確立を図り、前条の規定による審査の要請に応じて調査審議するため浜田市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を置く。 2 審査会は、審査の要請のあった事項について、その適否及び政治倫理基準に違反すると認められるかどうかを調査審議する。	【解説】 審査会は常設ではなく、請求があった事案ごとに設置される附属機関です。その事案における「適否（そもそも審査になじむ案件か）」と「違反の存否（事実関係）」を調査審議します。
（審査会の委員） 第7条 審査会の委員は、6人とする。	【解説】

条文	逐条解説
2 委員は、議長が識見者又は議員のうちから委嘱し、又は任命する。 3 委員の任期は、当該審査に要する間とする。 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。 5 委員は、公正かつ適切にその職務を遂行しなければならない。	審査会の客観性と独立性を担保するための委員構成と、委員自身の義務を定めています。 審査の客観性と公平性を担保するため、委員 6 人は議長が「識見者（弁護士、学識経験者等の第三者）」又は「議員」から委嘱・任命します。 審査会は吊るし上げの場ではなく、客観的な事実認定を行う場であるため、第 4 項の守秘義務に加え、第 5 項に基づき委員自身も予断を持たず、私情を交えずに審査に臨む必要があります。
（審査会の調査権限） 第 8 条 審査会は、必要があると認めるときは、審査の対象となる議員（以下「審査対象議員」という。）その他適当と認める者を会議に出席させて説明を求め、若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。 2 審査会は、必要があると認めるときは、審査対象議員に対し、資産等に関する書類（以下「資産報告書等」という。）の提出を求めることができる。 3 資産報告書等に記載する事項は、議長が別に定める。	【解説】 審査会に調査権限を付与しています。 対象議員だけでなく、関係者の出席要求、資料提出要求が可能です。 第 2 項の「資産等に関する書類」は、金銭的な疑惑（第 3 条第 2 号や第 8 号等）を解明する上で不可欠となります。また、提出された資料の取扱いや保管には、通常以上の厳格な守秘義務と情報管理が求められます。
（議員の協力義務） 第 9 条 審査対象議員は、審査会からの求めがあったときは、審査会の会議に出席して説明をし、若しくは意見を述べ、又は審査に必要な資料若しくは資産報告書等を提出しなければならない。	【解説】 第 3 条第 2 項の「疑惑解明の責務」を具体化したものです。 対象議員は審査会の要求を拒むことはできず、誠実に協力する義務を負います。
（釈明の機会の保障） 第 10 条 審査会は、審査対象議員から審査会において釈明したい旨を求められたときは、その機会を保障しなければならない。	【解説】 審査対象議員が一方的に処分されることを防ぎ、自己の正当性を主張したり、誤解を解いたりする適正手続の保障を定めています。

条文	逐条解説
	具体的には、弁明書の提出や、審査会への出席による口頭陳述の機会を付与します。この場合は「吊るし上げ」や「尋問」の場ではなく、事実関係を正確に把握するための防御権の行使であるため、審査会側も予断を持たず客観的に聴き取る姿勢が不可欠です。
(虚偽報告等の公表等) 第 11 条 審査会は、審査対象議員が資産報告書等の提出を拒み、若しくは虚偽の報告をしたとき、又は調査に協力しなかったときは、その旨を公表するとともに、第 14 条に準じた措置を講ずることができる。	〔解説〕 対象議員が調査に非協力的であったり、嘘の報告をしたりした場合の制裁措置です。 調査を妨害した事実そのものを「公表」という社会的制裁を下すとともに、違反行為が認定された場合と同様の措置（第 14 条に準じた措置）を講ずることができます。これにより、正当な理由なき調査からの逃亡や隠蔽を強力に抑止します。
(審査結果の報告等) 第 12 条 審査会は、第 5 条の規定により審査の要請があったときは、当該要請のあった日から起算して 60 日以内に審査の結果を書面により議長に報告しなければならない。ただし、天災その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。 2 議長は、前項の報告を受けたときは、その結果を審査請求者（市民にあっては、その代表者）及び審査対象議員に通知するとともに、公表しなければならない。	〔解説〕 審査の迅速性を確保するための規定です。 審査の長期化を防ぐため、原則として「60 日以内」という標準処理期間を設けています。 また、議長に報告された結果は、必ず請求者と対象議員に通知され、市民に「公表」されます。
(審査会の公開) 第 13 条 審査会の行う会議は、公開とする。ただし、出席委員の 3 分の 2 以上の同意があるときは、非公開とすることができる。	〔解説〕 審査の透明性を確保するための規定です。 審査会の会議自体も「公開」が原則です。個人のプライバシーに深く関わる場合や、関係者の保護や忌憚のない意見聴取が必要な場合等、非公開とするには、出席委員の「3 分の 2 以上」という特別多

条文	逐条解説
	数の同意を要する厳格な運用としています。
（政治倫理基準違反に対する措置） 第 14 条 審査会は、審査対象議員に政治倫理基準に違反すると認められる事実があるときは、議長に対し、辞職の勧告その他審査会が必要と認める措置を講ずるよう求めることができる。	〔解説〕 審査結果に基づく議会の自律的措置を定めています。 審査の結果、違反が認定された場合、審査会は議長に対して「辞職の勧告」などの措置を講ずるよう求めることができます。議会が取り得る措置の中で「辞職の勧告」は法的な強制力（失職させる力）こそないものの、議会としての意思を明確に示す最も重い政治的・道義的制裁となります。
（審査結果の尊重） 第 15 条 審査対象議員は、第 12 条第 2 項の規定による通知において、自らの行為が政治倫理基準に違反している旨の指摘がなされたときは、これを尊重し、政治倫理の確保のために必要な措置を講じなければならない。	〔解説〕 審査結果及び議長の通知に基づく議員の政治的・道義的責任の取り方を定めています。 違反を指摘された議員は、審査会の結論を真摯に受け止め、自らの行動を是正する（場合によっては自ら役職を辞したり、議員辞職を決断する等の）措置を講じなければなりません。
（贈収賄罪等の刑確定後の措置） 第 16 条 議会は、議員が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 197 条から第 197 条の 4 まで及び第 198 条の罪（議員の地位又は職務と無関係な贈賄罪を除く。）により有罪判決の宣告を受け、その刑が確定したときは、議会の名誉及び品位を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講ずるものとする（公職選挙法第 11 条第 1 項及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 127 条第 1 項の規定により当該議員が失職する場合を除く。）。	〔解説〕 本条例の審査請求に基づくプロセスとは別に、議員が職務に関する収賄罪（刑法第 197 条等）で有罪判決を受け、その刑が確定した場合の措置規定です。 公職選挙法等の規定により当然に失職する場合（実刑判決等）を除き、執行猶予等で直ちに失職しない場合であっても、市政に対する重大な背信行為であるため、議会として名誉と信頼を回復するための厳格な措置（辞職勧告決議等）を主体的かつ速やかに講じることが宣言した条文です。

条文	逐条解説
(委任) 第 17 条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。	【解説】 審査請求書の様式、資産報告書の具体的な記載事項、審査会の議事進行の細則など、条例を実施するために必要な手続的・技術的な事項は、本条の委任に基づき、議長が規則や規程等で定めます。